

さつま揚げの薩摩家カップ第54回鹿児島県社会人サッカーリーグ

県リーグ運営要項

1. 名称 さつま揚げの薩摩家カップ第54回鹿児島県社会人サッカーリーグ
2. 主催 一般社団法人鹿児島県サッカー協会
3. 主管 鹿児島県社会人サッカー連盟
4. 特別協賛 株式会社薩摩家
5. 期日 2020年4月12日～2021年1月31日
6. 会場 鹿児島県立サッカー・ラグビー場他各地
7. 参加資格
 - (1) 公益財団法人日本サッカー協会及び鹿児島県社会人サッカー連盟（以下「連盟」という）へ当該年度の登録を完了した、第1種（準加盟を含む）チーム及び選手であること。
 - (2) 資格に疑義が生じたときは鹿児島県社会人サッカー連盟役員会（以下「役員会」という）で審議決定する。
 - (3) チーム間の選手の移籍については正規の手続きをとり、当該年度1回限り認める。ただし、他種別の九州大会以上への参加の為の移籍に関しては元のチームに戻るものに限り追加で認める。
 - (4) 別に定める期日以降の選手の追加及び移籍は認めない。
8. 参加申込
 - (1) 所定の方式により指定期日までに申し込みを完了すること。
 - (2) 参加チームは試合会場の提供（斡旋）が1回以上可能であり、試合の運営に責任を持たなければならない。
 - (3) 参加チームの審査は、鹿児島県社会人サッカー連盟役員（以下「役員」という）が行う。新規参加チームの1年目は仮参加期間とし、当該年度のリーグ運営ならびにチームマナーなどを考慮し、適さないチームと判断した場合は、次年度の参加を認めない。参加2年目以降のチームがリーグ運営ならびにチームマナーが、適しないと判断した場合は、役員会で審議する。
 - (4) 1チームの最低参加人員を16名とする。なお、年度途中の移籍等で最低参加人員16名を割り込むことはできない。また、2種年代に該当する者の登録は3名まで認める。
 - (5) さつま揚げの薩摩家カップ鹿児島県社会人サッカーリーグの開会式、閉会式及び運営委員会を欠席したチームは当該年度ならびに次年度の参加を認めない。また、欠席したチームに登録していた選手は当該年度ならびに次年度の参加を原則として認めない。

9. 参加費

- (1) 所定の方式により指定期日までに納入すること。金額は役員会で別に定める。
- (2) 各リーグの運営は原則所属チームの参加費で行う。

10. 競技委員

連盟役員の中から次の委員を指名する。

(1) 審判委員

- ①審判委員は試合の円滑な運営をはかる。
- ②審判委員は役員会の推薦とする。

(2) 技術委員

- ①技術委員は選手個々の技術の向上をはかる。
- ②技術委員は役員会の推薦とする。

(3) 規律フェアプレー委員

- ①チームや選手の不祥事について審議決定し、これを行行使す。
- ②その他審議が必要とする事案が発生した場合は、審議決定し、これを行行使す。

(4) リーグ運営委員

- ①リーグ運営の指導・助言を行う。
- ②各リーグにリーグ運営部長をおく。

11. 試合会場・日程

- (1) 試合会場及び日程は、リーグ運営部長とチーム代表者が協議して決定し、試合当日の管理運営の責任者となる当番チームを割り当てる。ただし、1部、2部リーグについては競技委員も含めて決定する。
- (2) (1)で決定した試合会場・日程は原則として変更を認めない。但し、落雷、台風などの天候不良等の場合は、リーグ運営部長とリーグ委員会が協議し決定する。

12. 試合

- (1) 参加チームによるリーグ戦を原則とする。
- (2) リーグは下記のリーグ編成で試合を実施する。

①1部リーグ	②2部リーグ	③3部リーグ
④4部Aリーグ	⑤4部Bリーグ	⑥5部Aリーグ
⑦5部Bリーグ	⑧5部Cリーグ	⑨5部Dリーグ

なお、1部リーグから4部リーグまでのチーム数は、原則各8チームとする。
- (3) 試合時間は、1部を90分、2部を80分、3部、4部を70分、5部を60分とする。なお、インターバルは1部を15分以内、その他リーグを10分以内とする。
- (4) 選手交代は、1部、2部は5名までとし、3部、4部、5部は7名までとする。
- (5) 年間のリーグ戦を通して棄権を認めない。万が一棄権をした場合のチーム戦績は負け(0-3)とし、リーグ委員会の事情聴取に応じるほか、次年度実施のカップ戦等の大会にチームから複数名を運営員として1日以上参加させる義務を負う。
また、2回以上棄権をした場合は、上記のことに加えて、最終成績がいかなる場合でも次年度は

下部リーグへの降格とする。(5部を除く。)

(6) 順位決定方法は次のとおりとする。

- ① 勝ち点
- ② 得失点差
- ③ 総得点
- ④ 当該チームの対戦成績
- ⑤ リーグ運営委員会の定める順位決定方式

勝ち点は次の通り。 勝ち3点 引き分け1点 負け0点

- (7) 退場を命じられた選手は、本リーグの次の1試合の出場を自動的に停止する。それ以後の処置については、規律フェアプレー委員会の裁定に従う。又、警告を受けた選手は累積2回で次の1試合の出場を自動的に停止する。また、退席についても退場と同様の処分とする。
- (8) リーグでの黒色又は紺色のユニフォーム（上着）は一切着用できない。また、フィールドプレイヤー及びゴールキーパーの正副異色の2組（ユニフォーム規程に基づいたもの）を持参し、ユニフォームに付ける番号は1番～99番までの正数とし、それ以外の番号は認めない。
- (9) 公益財団法人日本サッカー協会のKick Off システムから出力された電子選手証(写真を登録されたもの)（以下「選手証」という）又は登録選手一覧表（写真を登録されたもの）のカラー印刷されたものを持参している選手のみ試合に出場することができる。
- (10) 落雷などの天候不良により、試合を中断し試合が完了しなかった場合は、再試合を原則とする。

13. 試合運営

- (1) 試合の運営は当日の当番チームが競技委員の協力を得てあたる。
- (2) 試合会場の準備等については、当該リーグ内の協議事項とし、リーグはその詳細を定めると共に、各チームは当該リーグ決定事項に従うこと。
- (3) 1部及び2部は、試合開始60分前に選手登録名簿とメンバー表、選手証及び正・副のユニフォーム（FP、GKすべて）を持参しマッチミーティングを実施する。なお、ミーティングには当番チーム、チーム代表者、審判が出席する。
- (4) 3部、4部、5部は、試合開始30分前に選手登録名簿、メンバー表、選手証を当番チームへ提出する。
- (5) 当番チームは試合開始前に登録選手名簿とメンバー表及び選手証（又は登録選手一覧表）と照合し、確認の上主審に試合開始を要請する。
- (6) 当番チーム又はリーグ運営部長が確認できない選手は試合に出場できない。

14. 記録

- (1) 当番チームは試合結果を別に定める方法で報告する。
- (2) リーグ運営部長は試合結果を速やかに鹿児島県社会人サッカー連盟HPへ登録する。

15. リーグ入替等

- (1) 1部の成績下位2チームは2部成績上位2チームと自動的に入れ替わる。
- (2) 2部成績下位2チームは3部成績上位2チームと自動的に入れ替わる。

- (3) 3部成績下位2チームは4部A・Bの成績1位チームと自動的に入替わる。
- (4) 4部A・B成績下位2チームは自動降格し、5部A・B・C・Dの成績1位チームと自動的に入れ替わる。
- (5) 入替が終了した後、チームに欠が生じた場合や12-(5)にて降格するチームが出た場合は、当該チームの所属リーグから下位リーグへ自動降格するチームを順次減じる。
- (6) 入替えの疑義は、リーグ運営委員会において審議決定する。
- (7) 九州リーグより1部リーグへ降格するチームが出た場合、降格チーム数により順次下位リーグへ降格する。但し該当チームが複数の場合は12-(6)により決定する。
- (8) 1部リーグ優勝チームは、九州各県リーグ決勝大会へ出場する義務を負う。違反した場合は次年度の参加は認めない。

16. 審判

- (1) 当該年度の公益財団法人日本サッカー協会競技規則を適用すること。
- (2) 参加チームは自チーム内で4人編成の審判員を1組以上保持しなければならない。なお、3級以上の資格者を、1部、2部、3部リーグについては2名以上、その他リーグについては、1名以上必要とする。試合の審判員割り当てはリーグ運営部長の業務とする。但し、1部リーグは原則主審及び副審、2部リーグは主審を一般社団法人鹿児島県サッカー協会審判委員会より指名する。
- (3) 試合の審判は必ず有資格者が正規の服装で行う。違反した場合は次年度の参加を認めない。
- (4) 主審は3級以上の資格者が行う。
- (5) 審判員は、試合結果その他の事項を当番チームに報告する義務を負う。また退場、退席があった時は、審判報告書を連盟審判委員長へ提出しなければならない。

17. 表彰

- (1) 1部、2部、3部リーグの優勝チームに薩摩家カップ（持ち回り）を授与する。又、各リーグの第3位まで賞状を授与する。
- (2) 1部、2部リーグの得点王ならびに優秀選手（ベストイレブン）を選出し賞状と副賞を授与する。
- (3) 3部、4部、5部、地域リーグの得点王を選出し賞状を授与する。

18. 傷害

参加チームはスポーツ傷害保険に加入することを原則とする。この場合の加入費用は参加チームの負担とする。

19. その他

- (1) さつま揚げの薩摩家カップ鹿児島県社会人サッカーリーグの主催者及び連盟は、選手の負傷、疾病、第三者の負傷等及び器物破損等について、一切の責任を負わない。
- (2) 試合会場及び施設の利用に関しては、マナーを厳守のこと。
- (3) 試合当日に起きたチームや選手に関する不祥事については、当番チームがリーグ運営報告書でリーグ運営部長に報告し、リーグ運営部長はリーグ委員会へ報告する。